

建築基準法における最近の木造利用推進の動きと新令八区画(1)

4月1日に施行された改正建築基準法で、木材利用推進の動きが一段と強まった。かつては、大規模又は高層の木造建築物の解禁など建築物全体を対象とした緩和策が中心だったが、今回は、主要構造部の一部を木造としても、所定の区画をすれば全体を耐火建築物等とする必要がないようにするなど、さらに細かい規定が導入された。これに伴い、消防法のいわゆる「令八区画」なども見直しを迫られることになった。本稿では、これらの動きを整理するとともに、新令八区画につながる考え方などについて解説することとしたい。

危険物保安技術協会特別顧問(前東京理科大学火災科学研究所教授) 小林恭一 博士(工学)

建築基準法令における木材利用制限緩和の歴史

建築基準法令における木材利用制限緩和の動きについては、本誌でも、令和元年(2019)11月~令和2年(2020)3月に「木造3階建てと大規模木造に関する規制緩和(本連載②第42回~②第46回)」を、また令和3年(2021)7月~8月に「耐火建築物と準耐火建築物(本連載②第62回~②第63回)」を掲載して、改正内容や背景などについて述べてきた。

この動きは、最近になって、「性能規定化」推進の動きとあいまって一段と加速され、令和4年(2022)6月の建築基準法の改正をはじめ、関連する難解な政令や告示が大量に制定されたり改正されたりして、ついていくのが非常に難しくなっている。

あまり大胆に木材利用が拡大されると、大震災時などにおける日本社会の火災脆弱性が取り返しのつかないレベルになってしまうのではないかと、という危惧もある。ただ、告示を拾い読みした限りでは、実際にはかなり抑制的な規定ぶりになっており、極めて難解であることもあって、法律や政令の規定ぶりから危惧されるほどには、日本社会の火災脆弱性が進むというものでもないようだ。

ところが、これらの改正が、消防法令の「令八区画」や「一棟別棟の基準」の見直しなどに関係してきたため、消防関係者としても「難解でわからない」と済ませるわけにもいなくなってきた。4月1日

に改正建築基準法と関連する消防法令が施行されたのを機会に、今回の改正内容や背景などを整理することとしたい。

建築基準法令における最近の木材利用推進の動きを概観すると

表1は、昭和60年(1985)以降の建築基準法令における木材利用制限緩和の推移を見たものである。

日本では、昔から豊富な良質の木材で建築物や街を建設してきたが、一方で、火災で寺院・仏閣などの貴重な建築物や時には街全体を焼失する歴史を繰り返してきた。このため、木造建築物については、建築基準法(以下「建基法」)で下記の規定により、厳しい制限が課されていた。

- ①建基法第21条(高さ・規模による構造制限)
- ②建基法第27条(特殊建築物の用途と階数と床面積に応じた構造制限)
- ③建基法第61条・62条(防火地域及び準防火地域内の建築物の構造制限)

表1に見るように、昭和50年代の後半(1980年以降)くらいから、日米貿易摩擦を契機とする木材利用制限の緩和について、アメリカ政府の圧力を受けるようになった。日本政府は、当初は、大型木造建築物を認めたり、準防火地域に延焼防止性能の高い3階建ての木造の戸建て住宅や共同住宅を認めたりする改正をしつづけていたのだが、

表1 建築基準法令における木材利用制限緩和の推移(昭和60年(1985)～)

年	関係する事項	改正内容	建基法	建基令・告示	
S60～S61	1985～86	MOSS協議			
S62	1987	大型木造体育館等を認める。	21条1項にただし書き追加	129条の2第1項 46条2項1号(燃えしろ設計) 115条の2第1項(内装制限による強化)	
		準防火地域に木造3階戸建てを認める。	62条1項改正	136条の2追加	
S61～H2	1986～90	第1次木造総プロ			
H1～H2	1989～90	日米貿易委員会			
H4	1992	簡易耐火建築物→準耐火建築物	2条9号の3		
		1時間準耐の「木三共(木造3階共同住宅)」を防火・準防火地域以外で解禁	27条1項改正 62条1項改正	136条の2	
H5	1993	政令基準適合の3階建て木造等建築物は高さ制限なし	S62年の21条1項 ただし書きが根拠 (法律の改正はなし)	115条の2の2第1項1号(1時間準耐) 129条の2第1項2号(115条の2の2適合かつ周囲に3m道路)	
H8	1996	木造3階建て共同住宅の実火災実験			
H10～H12	1998～2000	性能規定化のための建築基準法令大改正	21条1項の「木造としてはならない」がなく なり性能規定的表現に(実質変化なし)	21条改正	129条の2の3(H5年の129条の2と実質 同じ)
			延焼防止性能を強化した1時間準耐の 「木三共」を準防火地域で解禁	27条1項改正	115条の2の2の延焼防止性能強化(5号 追加等)
H11～H15	1999～03	第2次木造総プロ			
H22	2010	木材利用促進法			
H24・H25	2012・13	木造3階建て校舎の実火災実験			
H26・H27	2014・15	27条1項の「耐火建築物」がなくなり 全員避難の間倒壊防止などの概念に変更	27条1項	110条1号(特定避難時間の概念で整理) 110条の3(20分遮炎性能) 110条の2(延焼の恐れのある外壁の開口 部)	
		3,000m以内に所要の防火区画をすれば 3,000m超の木造も可能	21条2項に2号を 追加	109条の5(大規模の建築物の壁等の構 造)平成27年国交省告示255号	
H30	2018	21条1項が通常火災終了時間倒壊等し ない構造という概念で整理し直されると も、周囲に延焼防止上有効な空地(建物 の高さ相当の空地)がある場合は、構造制 限なしとされた。また、高さの基準も4階 以上、16m超などと緩和	21条1項の改正	109条の5大幅改正 109条の6追加	
		特殊建築物でも200m未満なら耐火建 築物不要(特養等は警報設備設置が条件)	27条1項1号と4号 にかっこ書き追加		
R4	2022	耐火建築物・準耐火建築物という概念 がなくなり、防火・準防火両地域につ いて、建築物の各部分が通常火災による 周囲への延焼を防止するために必要とさ れる性能という概念で整理し直された。	61条と62条が 61条に一本化	136条の2全面改正	
		21条2項が周囲に防火上有害な影響を 及ぼすことを防止するため必要な性能 という概念で整理し直された。	21条2項の改正	109条の7(大規模の建築物の壁、柱、 床その他の部分又は防火設備の性能)	
R4	2022	「主要構造部」という用語の大部分を 「特定主要構造部」という用語で置き換 え、性能規定化。従来の主要構造部を木 造としても、「特定区画」内であれば適用 除外	2条9号の2イ及び 関係条文	108条の4(耐火建築物の特定主要構 造部に関する技術的基準)	
		建築物が「火熱遮断壁等」で区画されて いる場合は別棟とみなすことにより、木 造を推進	21条、27条、61条 に根拠条項追加	109条の8(別の建築物とみなすこと ができる部分)	

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(以下「木材利用促進法」)」の制定を契機として、最近では、地球環境の保護や持続的な社会の形成などを旗印に、むしろ積極的に木造建築物に対する規制緩和を推進するようになった。

そのための方法論として、性能規定が用いられ

た。通常火災に対する非損傷性能、遮熱性能、遮炎性能などが所定の性能を有していれば、建材として何を使おうが(木材であっても)問題ないはず、木材を使うことに危惧があるなら必要な性能を明らかにすれば良い、という理屈である。理屈としてはそのとおりだが、木材の利用を制限してき

た理由は多岐にわたっており、それを避難安全や延焼防止などの観点から性能的に表現しようとすると、極めて複雑かつ難解にならざるを得ない。そのような規定は政令では書き切れないため、法律と政令は性能をベースに、ある意味で綺麗に整理し、複雑かつ難解な部分は全て国土交通大臣告示に押し込める規定ぶりにならざるを得なくなった。このため、かつては「耐火建築物としなければならない。」「木造としてはならない。」などとシンプルでわかりやすかった法律や政令の規定が、要求性能を数行にわたって書き連ね、なおかつ具体的な内容は何枚にもわたる大部かつ難解な告示を見なければわからないという規定ぶりになってしまった。

木材利用は増加したのか

以上のように、建築基準法令関係者が大変な苦勞をして木材利用制限の緩和を図ってきたのだが、それで木材利用は本当に増加したのだろうか？

図1は、林野庁のホームページにある「木材供給

量及び木材自給率の推移」に、表1で述べた木材利用促進の動きを加筆したものである。これを見ると、国産材の供給量や木材自給率は、木材利用の推進も企図して建築基準法令の性能規定化に係る大改正が行われた平成12年(2000)頃を境に増加に転じており、木材供給量全体でも平成21年(2009)を境に増加に転じていることがわかる。一方で、輸入丸太の量は昭和50年(1975)頃から減少に転じており、昨今では微々たる量になっている。

木材供給量がこのような推移をたどってきた理由は、建築基準法令の規定内容もさることながら、自然保護に対する各国の動向、世界経済の状況、為替レート、ロシア・ウクライナ戦争など様々な要因が複雑に絡み合い、最終的には国産材と輸入材の価格となって影響してくるためのようだ。

図1を見る限り、少なくとも、「国産材の方が高いため、いくら木材利用推進のための諸制度を作っても、国産材の利用は増えないのではないか。」という推測は間違っている、ということになる。

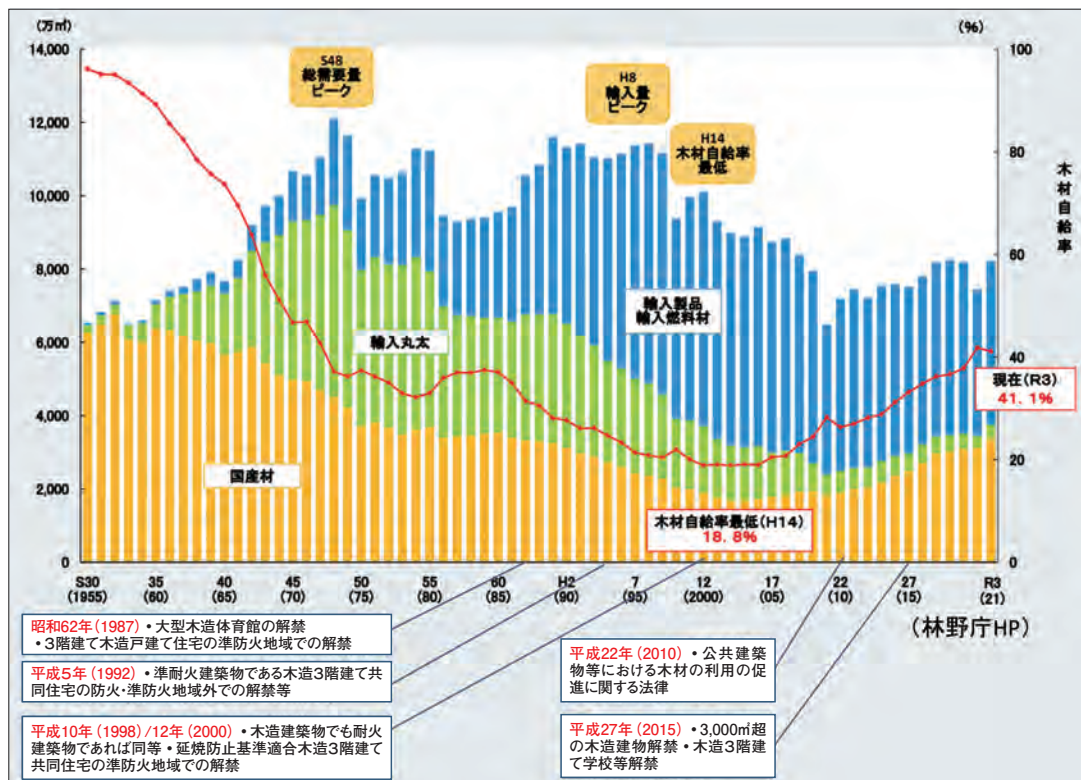


図1 木材供給量及び木材自給率の推移

建築物の一部を木造とすることを許容する改正

表1の令和4年(2022)の改正では、「特定主要構造部」という概念と「別棟とみなす(別棟みなし規定)」という概念が登場している。

建築基準法には、建築物の一部分にでも脆弱な部分があれば、その部分に合わせて全体の建築物に対する規制を行う、という基本的な考え方がある。たとえば、3階の一部に診療所があれば、建物全体を耐火建築物としなければならない、というような考え方である。このような考え方は、安全重視の視点からは極めて妥当だと考えられるが、「これでは、診療所以外の部分を木造にしたいけれどもできない、何とかならないのか」というニーズもあり、それに応えたのが、このような概念が登場してきた理由だろう。

令和4年(2022)までの一連の改正で、建基法第21条、第27条及び第61条・62条で行っていた建築物全体に対する構造制限の緩和については一段落したように見えるが、今度は、建築物の一部を木造にすることについての障害を取り除く改正が始まったということかも知れない。

特定主要構造部

「特定主要構造部」という概念は、令和4年(2022)6月の建基法改正で登場したもので、令和6年(2024)4月1日に施行された。

建基法第2条第5号には、従来から「主要構造部」という概念があり、

「壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、付け柱、揚げ床、最下階の床、回り舞台の床、小はり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。」

と定義されている。

今回登場した「特定主要構造部」は、建基法第2条第9号の2イで「その主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないものとして政令^{※1}で定める部分以外の部分」と定義され、今回の改正では、従来の「主要構造部」のほとんどが「特定主要構造部」という用語に置き換えられた。

この政令^{※1}は建築基準法施行令(以下「建基令」)第108条の3(主要構造部のうち防火上及び

避難上支障がない部分)である。ここでは、「法第2条第9号の2イの政令で定める部分は、主要構造部のうち、次の各号のいずれにも該当する部分とする。

- 一 当該部分が、床、壁又は第109条に規定する防火設備(当該部分において通常の火災が発生した場合に建築物の他の部分又は周囲への延焼を有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法^{※2}を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)で区画されたものであること。
- 二 当該部分が避難の用に供する廊下その他の通路の一部となっている場合にあっては、通常の火災時において、建築物に存する者の全てが当該通路を経由しないで地上までの避難を終了することができるものであること。」

とされている。

国土交通大臣が定めた構造方法^{※2}は、令和6年(2024)3月26日国土交通省告示第231号(主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分を区画する床等の構造方法を定める件)であるが、これが極めて大部でかつ難解であり、読んでも何を言っているのか、簡単には理解できない代物である。

この告示に出てくる「特定区画」という概念を使って、建基令第108条の3をわかりやすく言えば、「主要構造部にあたるものでも、「特定区画」で区画した中に入れてあれば、それを除いた部分を「特定主要構造部」として、従来の主要構造部と同様に扱う。」ということになるのだろう。告示で定められているその「特定区画」は極めて難解で、普通の仕事にこれを使って規制緩和するような代物ではないのではないのか、というのが私の印象である。建物の主要構造部の一部をどうしても木造にしたい場合、その部分を丸ごと「特定区画」で囲んで特定主要構造部からはずしてしまえば、建物全体として耐火建築物扱いすることができる、というような使い方をするのではなからうか。

消防行政的には、このような部分がない場合には、「特定主要構造部＝従来の主要構造部」と考えて対応すればよさそうである。

いずれにしても、どの程度のことをすれば「特定区画」になるのか、もう少し実例が積み重ねられないと、よくわからない、というのが正直なところである。